

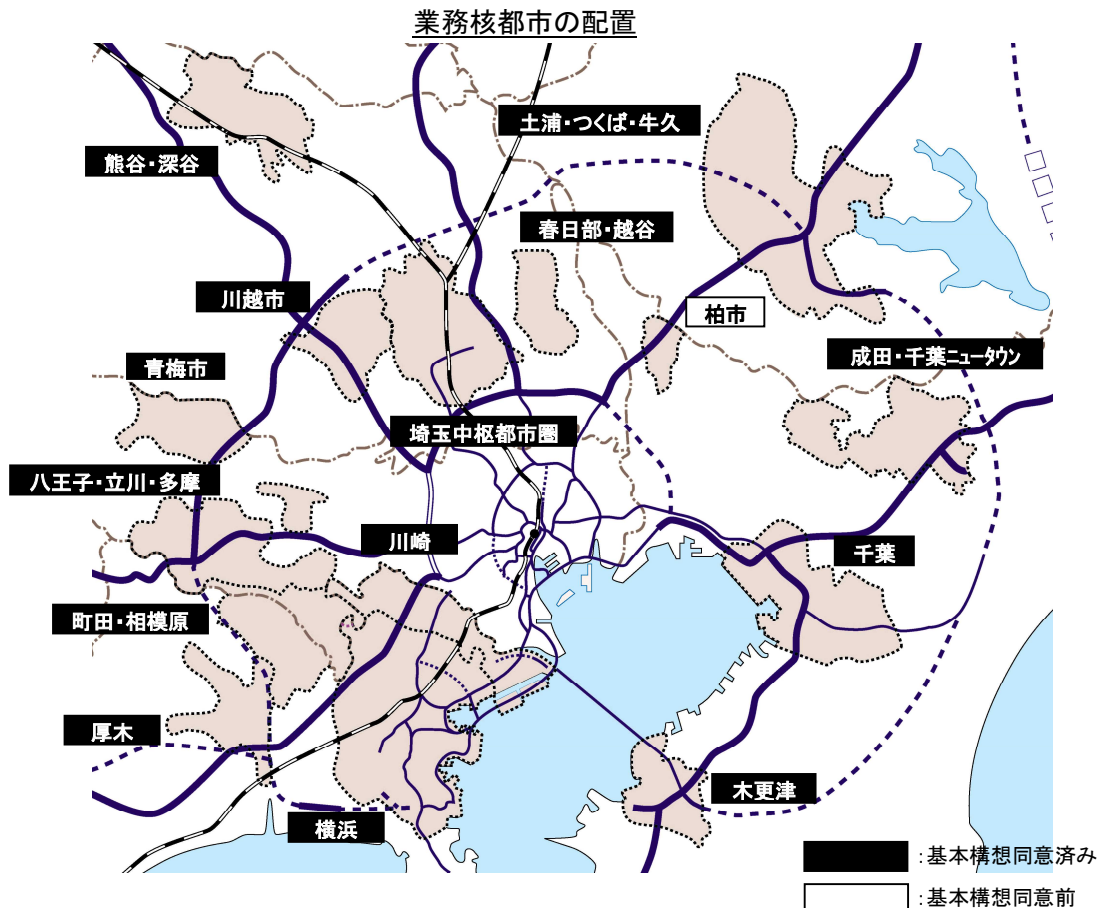
5. 業務核都市の整備

5-1 業務核都市の背景と目的

東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市（業務核都市）を業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくことが必要である。このため、「第4次首都圏基本計画（昭和61年6月決定）」において業務核都市の整備の考え方が示され、さらに昭和63年に制定された多極分散型国土形成促進法において業務核都市制度が定められ、これらに基づき業務核都市の育成・整備が進められてきたところである。

その後、平成11年3月に決定された「第5次首都圏基本計画」では、首都圏における地域構造の目標として「分散型ネットワーク構造」が掲げられた。これは拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成するとともに、首都圏内外の拠点とも相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高めあう構造である。東京中心部の近郊の地域では、業務機能等の都市機能集積を有し広域的な連携・交流の要となる「広域連携拠点」を、業務核都市として育成・整備することとされた。

平成28年3月に改定された首都圏整備計画においても、自立性の高い地域の中心として、各都市の既存集積、立地、交通条件、自然環境等の特徴をいかした個性的で魅力ある都市を目指して整備を推進するとされている。



5-2 多極分散型国土形成促進法における業務核都市制度の概要

1. 制度上の基本概念

(1) 業務核都市

東京圏の東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域（自立都市圏）の中核となるべき都市の区域。業務核都市の区域は、業務核都市ごとに策定される業務核都市基本構想において定められる。

なお、多極法第22条第4項では、業務核都市基本方針について国土形成計画、首都圏整備計画等の計画との調和が保たれなければならないと規定しており、また、首都圏整備計画では業務核都市について以下のとおり定めている。

○業務核都市（東京都市圏の広域連携拠点） [首都圏整備計画]

東京都市圏	広域連携拠点の名称	主務大臣同意済みの 業務核都市基本構想の名称
西 部	横浜・川崎広域連携拠点	横浜業務核都市基本構想
		川崎業務核都市基本構想
	厚木広域連携拠点	厚木業務核都市基本構想
	町田・相模原広域連携拠点	町田・相模原業務核都市基本構想
	八王子・立川・多摩広域連携拠点	八王子・立川・多摩業務核都市基本構想
	青梅広域連携拠点	青梅業務核都市基本構想
北 部	川越広域連携拠点	川越業務核都市基本構想
	熊谷広域連携拠点	熊谷・深谷業務核都市基本構想
	さいたま広域連携拠点	埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想
	春日部・越谷広域連携拠点	春日部・越谷業務核都市基本構想
	柏広域連携拠点	
	土浦・つくば・牛久広域連携拠点	土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想
東 部	成田広域連携拠点	成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想
	千葉広域連携拠点	千葉業務核都市基本構想
	木更津広域連携拠点	木更津業務核都市基本構想

※令和2年4月1日現在

(2) 業務施設集積地区

業務核都市の区域のうち業務施設を特に集積させることが適当と認められる地区。業務施設集積地区においては同地区を整備する上で中核となる施設の整備等が促進される。

(3) 中核的施設

多極法政令で定める業務施設集積地区を整備する上で中核となる施設（以下11種類の施設）。

- 研究施設
- 情報処理施設
- 電気通信施設又は放送施設（有線テレビジョン放送施設を含む。）
- 展示施設又は見本市場施設

- 研修施設又は会議場施設
- 交通施設（道路及び飛行場にあつては、民間事業者が設置及び運営するものに限る。）〔例：鉄軌道、飛行場、ターミナル、駐車場等〕
- 事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、情報処理又は電気通信を高度に行うための機能並びに建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもの
〔例：インテリジェントビル〕
- 流通業務施設
〔例：トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場等〕
- 教養文化施設
〔例：図書館、博物館、美術館、劇場、コンサートホール、映画館、資料館、体験学習施設等〕
- スポーツ又はレクリエーション施設
〔例：運動場、水泳場、トレーニングセンター等〕
- 前号各号に該当しない施設であつて、スポーツ、音楽、展示等の用に供するための多様な機能を有するもの
〔例：多目的ホール、多目的ドーム、多目的コロシウム、多目的広場等〕

(4) 東京圏の範囲

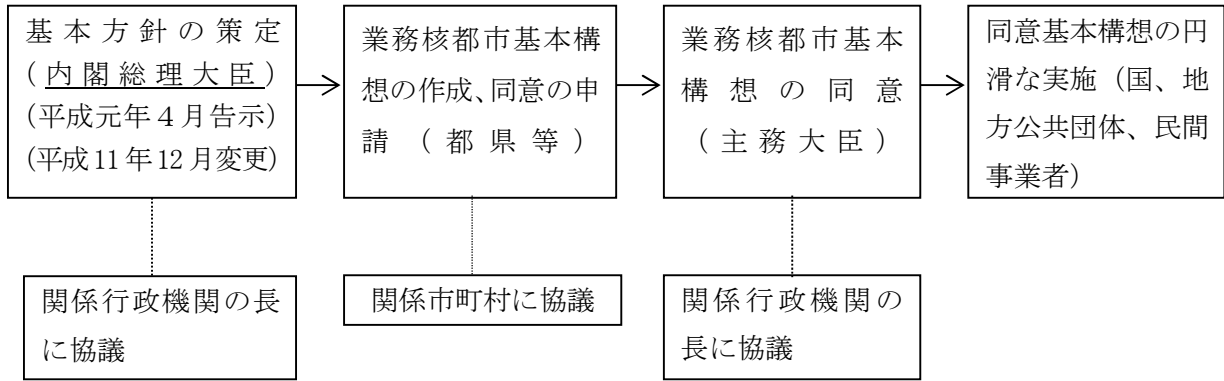
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都区部及びこれと社会的経済的に一体である地域（具体的には、首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯並びに都市開発区域のうち土浦・阿見地区、筑波地区及び熊谷・深谷地区）。

(5) 主務大臣

地域振興の観点から全般的に本制度を所管すべき大臣	中核的民間施設に係る事項を所管する観点からの主務大臣
国土交通大臣 総務大臣 経済産業大臣	多極法政令に規定する施設ごとに国土交通省令（平成4年11月25日国土交通省令第51号）で定める細分に係る施設の設置及び運営に関する行政を所管する大臣

2. 業務核都市整備の手続

- ① 国土交通大臣が、事務所、営業所等の業務施設を集積させることにより、その整備を図るための業務核都市基本方針を策定する。（平成元年4月告示）
- ② 都県又は政令指定都市は、業務核都市基本方針に基づき「業務核都市基本構想」を作成し、主務大臣に対して基本構想の同意申請を行う。
- ③ 主務大臣は、関係行政機関の長に協議した後、業務核都市基本構想に同意する。
- ④ 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、同意された業務核都市基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力する。



注) 下線は決定及び変更時(カッコ内の年月)の策定者であり、現在は国土交通大臣。

3. 支援措置

(1) 地方債の特例等(法第26条で法第18条を準用)

多極法第26条に基づく事業(公設民営の中核的施設の整備事業等)が一般単独事業債の対象

5-3 業務核都市基本方針 (平成元年4月11日決定、総理府告示第19号) (平成11年12月9日変更、総理府告示第45号)

東京圏では、国際化、情報化の進展、産業のソフト化、サービス化等を背景とした東京都区部を中心とした各種業務機能の集中に伴い、土地問題、住宅問題、通勤の遠隔化等の大都市問題の解決が大きな課題となっている。

このような大都市問題を解決するためには、東京圏への人口及び諸機能の過度の集中を是正し、諸機能の全国的な適正配置を図るとともに、東京圏における東京都区部への一極依存構造を是正し、複数の自立した相当程度広範囲の地域（以下「自立都市圏」という。）から成るバランスのとれた圏域構造に改善することにより職住が近接した総合的な居住環境の形成を図ることが、対応の急がれる課題となっている。このような自立都市圏を形成していくためには、まず、東京都区部における諸機能の集積による吸引力を緩和するため、東京圏内の一定の都市を業務機能を始めとした諸機能集積の核として定め、重点的に育成整備し、自立都市圏の形成を先導する必要がある。

この方向は、首都圏基本計画（第四次）及び第四次全国総合開発計画においても明らかにされているところである。

本基本方針は、このような基本的認識の下に、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における適正な配置を図るため、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する業務核都市について、その整備に関する基本方針を定めるものである。

一 法第22条第1項に規定する整備（以下「業務核都市の整備」という。）に関する基本的な事項

1 業務核都市の性格及び機能

業務核都市は、次のような性格及び機能を有するものとして整備を推進するものとする。

- (1) 東京圏における東京都区部への一極依存構造を是正し、複数の自立都市圏から成るバランスのとれた圏域構造に改善することにより住宅問題、通勤の遠隔化等の大都市問題を解決し、もって職住が近接した総合的な居住環境の形成に資する都市であること。
- (2) 東京圏における自立都市圏の中核となる都市にふさわしい都市機能、就業機会の確保を図るため、業務機能等の導入を図るとともに、教養文化、スポーツ、レクリエーション等生活の機能の導入も併せて行うこと。
- (3) これらの機能を高めていくため、行政、経済、文化等に関する機能の全国的な適正配置に配慮しつつ、東京都区部との適切な機能分担と相互連携の下に業務核都市に業務施設の移転を促進すること等によりこれらの諸機能を誘導するとともに、東京圏において今後分担することが期待される機能の育成を進めるものであること。また、この際、当該都市の自主性、創意工夫に基づきながら当該都市の文化、伝統、地域の特性等に応じた適切な機能の分担を図り、もって各自立都市圏相互の円滑な連携を促進するものであること。
- (4) 東京圏を構成する個々の自立都市圏となるべき地域に複数の業務核都市が配置される場

合は、個々の業務核都市の整備は相互に有機的な連携を有し、一体となって自立都市圏の形成を先導するものであること。

- (5) 当該都市の区域内に、業務施設集積地区が一ないし数箇所程度存在するものであり、数箇所存在する場合は、それらが相互に有機的な連携を有する一体的な地域であること。

2 業務核都市の整備の進め方

業務核都市の整備は同意基本構想に基づいて行い、その整備に当たっては、長期的展望に立ちつつ、当面21世紀初頭を目標として、次の事項に留意しつつ、計画的かつ一体的な整備に努めるものとする。

- (1) 民間事業者、地域住民等の創意工夫をいかしつつ、その能力及び活力を活用しようとするものであること。
- (2) 業務核都市の整備に必要な公共施設の整備が図られるものであること。
- (3) 土地利用関係の法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用を推進するとともに、地価の安定等に配慮するものであること。
- (4) 業務核都市の調和ある発展が図られるよう地域の自然環境、産業、居住機能等に配慮するものであること。
- (5) 豊かで魅力ある業務核都市の整備が図られるよう、地方公共団体が策定した地域計画等を踏まえ、地域の自主性を尊重し、当該都市の文化、伝統、地域の特性等をいかした特色ある街づくりに配慮するものであること。

二 業務核都市の設定に関する事項

業務核都市の整備を行おうとする地域は、首都圏整備計画を踏まえ、次の諸点に留意して設定するものとする。

- (1) 広域的な経済社会生活圏の中心であること。

就業及び住民の日常社会生活上の通常の需要がほぼ充足される一体とした圏域の中において、相当規模の人口を有し、これらの需要がほぼ充足される都市機能の集積等を有する都市であること。
- (2) 行政、経済、文化等に関する機能の東京圏における適正な配置に資するものであること。

広域的な幹線交通施設及びその計画、これらへのアクセスの状況、後背地の規模等から判断して、現在東京都区部に過度に集中している業務核都市等の施設、自立都市圏の中核としてふさわしい生活関連施設等のバランスある配置の受け皿となる都市であること。
- (3) 中核的施設及び業務施設の用に供する土地の確保が容易であること。

土地の利用状況、土地に係る法律等による規制の状況、地価等を総合的に判断して、業務施設集積地区と見込まれる地区において中核的施設及び業務施設の用に供することが可能な土地の確保が容易であること。

なお、中核的民間施設については、立地可能性調査等により整備が確実と見込まれるものであること。
- (4) 整備される業務施設集積地区がそれぞれ有機的なつながりを持ち得るよう、自然的社会的経済的条件からみて業務核都市の整備が一体として効率的に行われることが適当であると認められる接続した地域であって、原則として市町村を単位として設定するものであ

ること。

三 業務施設集積地区の設定に関する事項

1 業務施設集積地区の性格及び機能

業務施設集積地区は、業務施設を特に集積させることが適当と認められるもので、次のような性格及び機能を有するものとする。

- (1) 中核的施設を始めとして、業務機能その他の機能に係る施設が総合的かつ計画的に整備されるものであり、当該業務核都市の育成整備の拠点となるべき地区であること。
- (2) 業務機能等の導入が図られ、就業機会が確保されることにより、業務核都市における職住が近接した地域社会の実現に資するものであること。
- (3) 業務機能集積の中心となり、人及び施設が集積する地区における良好な生活空間の形成等の地域づくりの観点から秩序ある土地利用や良好な景観形成に対する配慮がなされ、立地する環境との調和が十分図られると認められる地域であること。
- (4) 複数の業務施設集積地区を設定しようとするときは、それらが相互に有機的な連携を有することにより、一つの業務核都市を形成するものであること。

2 業務施設集積地区の立地及び規模

業務施設集積地区は、市町村の区域内の町界、字界等明確な境界によって設定するものであり、次の要件を満たすものであること。

- (1) 都市的土地利用が適当と認められる地域であって、業務核都市における当該地区の位置、施設のために確保できる用地の存在、既存施設の集積の程度、現在進行中のプロジェクト等を総合的に勘案して、一体的かつ総合的に整備されることが適当と認められる地域であること。
- (2) 業務核都市の有している既存の機能の集積の活用、適切な機能分担等がなされていることにより既存の機能集積と有機的な連携が図られている地域であること。
- (3) 他の業務施設集積地区等業務核都市内の主要な地域及び幹線道路、鉄道等交通施設への交通アクセスが現在整備されているか、又はその整備が見込まれていること。
- (4) 原則として、おおむね数十ヘクタールから数百ヘクタールまでの接続した地域であって、箇所数は1から数箇所程度までであること。

なお、地区の区域に水域を含むことは差し支えないものであること。

四 中核的施設の設置、中核的民間施設の運営及び公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項

1 中核的施設の設置及び中核的民間施設の運営に関する基本的な事項

(1) 中核的施設の性格及び機能

中核的施設は、業務核都市において総合的かつ計画的に整備される業務機能その他の機能に係る施設のうちで、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号。以下「特定施設整備法」という。）第2条第1項の各号に掲げる施設（以下「特定施設」という。）又は多極分散型国土形成促進法施行令（昭和63年政令第194号。以下「令」という。）第7条各号に掲げる施設（以下「政令施設」という。）のうち、次のいずれかに該当すると認められるものであること。

なお、個別の基本構想において中核的施設としての適格性を有すると判断される種類及び規模のものであること。

- ① 業務機能集積のために必要な基盤となる施設（業務機能の集積のための基盤として共通的に利用される施設又は中心的な役割を担う施設）
- ② 業務機能集積を誘発させる先導的な施設（シンボル性を有すること等により、業務機能を集積させる上で核となり、業務施設の集積を先導する施設）

中核的施設については、その種類、位置、規模及び機能に関する基本的な事項の具体的内容が明らかであり、また、中核的民間施設については、その運営に関する基本的な事項の具体的内容も明らかであること。このうち、種類について、特定施設にあつては当該施設が特定施設整備法第2条第1項各号のいずれに属するかが明らかであり、特定施設以外の中核的施設にあつては当該施設を構成する施設が次の区分の具体例に準じて政令施設ごとに明らかにされていること。

なお、他の施設に附属している施設と考えられるものは主たる施設に区分すること。

ア 研究施設

研究の用に供される施設

例 研究施設

イ 情報処理施設

各種の情報につき、計算、検索その他これらに類する処理又は提供を行う施設

例 情報処理センター等

ウ 電気通信施設又は放送施設

地域内外の電気通信又は放送のための施設

例 電気通信施設、放送局、有線テレビジョン放送施設等

エ 展示施設又は見本市場施設

展示又は見本市の用に供される施設

例 展示施設、見本市場施設

オ 研修施設又は会議場施設

研修又は会議の用に供される施設

例 研修施設、会議場施設

カ 交通施設

地域内外の移動等のための施設

例 道路、鉄軌道、飛行機、ターミナル、駐車場、駐輪場等

キ 事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、情報処理又は電気通信を高度に行うための機能並びに建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもの。

例 インテリジェントビル等

ク 流通業務施設

貨物の積卸し、保管、荷さばき等を行う施設

例 トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他の貨物の積卸しのための施設、卸売

市場、倉庫その他の保管施設、荷さばき施設等

ケ 教育文化施設

生涯を通じた学習活動、音楽、美術、工芸等の文化創作活動等のための施設

例 劇場、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、資料館、体験学習施設、コンサートホール、映画館等

コ スポーツ又はレクリエーション施設

心身の健全な発展を図り、レクリエーションに資するための施設

例 運動場（テニスコート等を含む。）水泳場、スキー場、スケート場、弓場、体育館、トレーニングセンター、ゴルフ場、ボウリング場、各種練習場、広場、遊園地、野営場、フィールド・アスレチック、クロスカントリーコース、バードウォッチング施設、ロッジ、バンガロー、キャビン、リフト、ロープウェイ、ケーブルカー、サイクリングロード、遊歩道、乗馬場、観光農園、牧場、遊覧バスターミナル、遊覧鉄道ターミナル、マリーナ、漕艇場、遊漁船等利用施設、遊覧船ターミナル、人工海浜、サーフィン場、遊覧航空機用飛行場、ハンググライダー場、釣堀・釣り場等

サ 前各号に該当しない施設であって、スポーツ、音楽、展示等の用に供するための多様な機能を有するもの

アからコまでに該当しない一の施設であって、当該施設が専ら一の用途のみに供するための機能を有するものではなく、スポーツ、音楽、展示等複数の用途に供するための多様な機能を有する施設

例 多目的ホール、多目的ドーム、多目的コロシアム、多目的広場等

(2) 中核的施設の設置

中核的施設の設置に関しては、次の諸点に留意したものであること。

なお、民間事業者の能力の活用にあたっては、民間事業者の施設整備はもとより、地方公共団体が整備した施設を民間事業者に貸し付け、出資の目的とする方式を適切かつ有効に活用する等により、中核的施設の種類及び地域の実状に応じた活用が図られるよう配慮しているものであること。

- ① 業務施設集積地区を整備する上で必要な機能及び規模を有する中核的施設が、全体として確保されるものであること。
- ② 各中核的施設が総合的かつ計画的に設置され、相互に有機的な連携を有するものであること。
- ③ 当該業務核都市及び業務施設集積地区の特性をいかした特色ある魅力的な施設を設置するものであること。
- ④ 既存の施設も含め、中核的施設が施設全体と調和が図られるよう配慮するものであること。
- ⑤ 水質等の保全、良好な景観やアメニティ等の保持・形成及び秩序ある土地利用に十分配慮するものであること。

(3) 中核的民間施設の運営

中核的民間施設の運営については、次の諸点に留意したものであること。

- ① 運営についての専門的知識等を有する民間事業者によつて的確な運営が行われるものであること。
- ② 高水準の業務活動、サービス提供等を行うよう努めるとともに、安定的かつ健全な経営が行われるよう利用者の確保及び増大に努めるものであること。
- ③ 地域産業の振興に努めるとともに、地域の文化等に配慮したものであること。
- ④ 業務施設の誘致の促進が図られるよう地方公共団体及び企業誘致等を行う組織と密接に連携をとりつつ、各種イベントを行う等施設の戦略的な運営に努めるものであること。
- ⑤ 主体の密接な連携・協力の下に地域全体としての一体的な運営が図られるよう努めること。

2 公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項

公共施設の整備は、業務核都市の整備の推進上不可欠であり、その計画的かつ一体的整備により中核的施設その他の施設の整備の一層の促進が図られるとともに、それらの施設の機能をより増進させるものである。このため、業務核都市の整備の基盤となる道路、下水道、公園、緑地、広場、飛行場、河川等の公共施設の整備が重点的、計画的かつ着実に図られるものであること。また、住宅施設、公益的施設、その他の施設の整備についても公共施設及び中核的施設の整備と十分整合して計画的に行われることにより、地域の一体的整備が図られるものであること。

五 環境の保全、地価の安定その他業務核都市の整備に際し配慮すべき重要事項

1 地域の振興又は整備に関する計画等との調和

業務核都市の整備は、国土総合開発計画、首都圏整備計画その他地域の振興又は整備に関する計画及び道路、鉄道、港湾、空港、河川等の施設に関する国の計画との調和が図られているものであること。

2 環境の保全

業務核都市の整備に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査・検討すること等により、大気汚染、生活排水による水質汚濁等の公害の防止、自然環境の保全、文化財の保護、産業廃棄物の適正な処理等環境の保全に十分に配慮するものであること。

3 地価の安定

業務核都市の整備に当たっては、地価動向及び土地取引状況の監視に努め、必要応じ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に定める監視区域の指定を行う等現行法制の積極的活用を図ることとし、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることがないように留意するものであること。

4 適正かつ合理的な土地利用

調和のとれた業務核都市にふさわしい空間形成を図り乱開発を防止するため、土地利用関係法令の適切な運用を行うとともに、業務施設集積地区の秩序ある整備を推進するため、工場跡地、国公有地等の有効活用、一体的な面的整備の実施を図ることにより、また、国土利

用計画その他の土地利用に関する計画に基づき、適性かつ合理的な土地利用が図られるよう適切に配慮するものであること。

5 災害の防止等

業務核都市の整備に当たっては、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、建物の不燃堅牢化の促進、河川、道路、公園及び緑地の整備等都市の防災構造化対策等に努めること。

また、適切な治山、治水対策等による国土の保全、水資源の確保、交通の安全と円滑の確保及び都市生活のセキュリティの確保について配慮するものであること。

6 業務機能と居住機能の調和

業務核都市の整備に当たっては、職住が近接した総合的な居住環境の形成を図ることがその整備の趣旨であることから、業務機能と居住機能の調和が図られるよう努めること。

7 広域的な交通体系についての配慮等

業務核都市が相互に補完しつつ一体となった秩序ある東京圏整備の推進のため、業務核都市相互の連携を図るとともに自立都市圏の域内の各地を結ぶ交通体系の整備が図られるよう配慮すること。

また、業務核都市の情報受発信機能の強化を図るため、これに対応した情報・通信体系の整備を促進するよう配慮すること。

8 東京圏内の地方公共団体間の連携の充実強化

東京圏の地域構造の改善は単に個々の地方公共団体による都市整備で実現するものではなく、地方公共団体が相互に連携をとりつつ各主体が一体となって実現が可能となるものであることから、関係地方公共団体等による連絡調整の充実強化を図るよう努めること。

9 事業の円滑な実施のための推進連絡体制の確立

業務核都市の円滑な整備を促進するため、都県内における調整・連絡体制の充実強化を図るとともに、関係地方公共団体、関係事業者等の連携を確保し、各主体が一体となった業務核都市整備が行われるよう努めること。

10 業務機能の集積促進のための措置の実施

東京圏内に立地している民間事業者に対し、業務核都市の整備に係る支援措置を講ずること、実施されている個々の事業等の情報を周知徹底すること等により、業務核都市への業務機能の集積が促進されるような各種の措置の実施に努めること。

5-4 業務核都市に関する基本構想概要

構想名	対象地域	整備の方針	業務施設集積地区及び中核的施設
千葉業務核都市基本構想 (平成3年3月19日承認)	千葉市(一部を除く。)及び習志野市の一部	千葉市(習志野市の一部を含む。)を東京都区部からの業務機能を始めとした諸機能の分散の受け皿として、重点的に育成整備することにより、21世紀を展望し、世界に開かれた国際的業務核都市を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ●幕張新都心地区 <ul style="list-style-type: none"> ・日本コンベンションセンター [幕張メッセ] ・幕張テックガーデン ・(仮称)ワールドビジネスガーデン・ジャパンインフォメーションセンター [ジャパン・ビジネス・センター] ●千葉都心地区 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉都市モノレール ・千葉急行電鉄線 [京成電鉄千原線]
木更津業務核都市基本構想 (平成4年3月30日承認、同5年10月12日一部変更、同17年3月16日一部変更)	木更津市(一部を除く。)及び君津市の一部	木更津市(君津市の一部を含む。)を東京都区部からの業務機能、研究開発機能等諸機能の分散の受け皿として、重点的に育成整備することにより、千葉市等とも連携を図りつつ、千葉自立都市圏の形成を先導する。	<ul style="list-style-type: none"> ●かずさアカデミアパーク地区 <ul style="list-style-type: none"> ・かずさDNA研究所 ・かずさアカデミアセンター [かずさアーク] ・かずさDNA研究所ハイ共同研究開発センター ●木更津都心地区 <ul style="list-style-type: none"> ・海洋性レクリエーション施設
埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想 (平成4年4月15日承認、同15年11月19日一部変更)	さいたま市、上尾市(一部を除く。)及び伊奈町	さいたま市、上尾市及び伊奈町の2市1町を東京都区部からの広域行政機能、業務機能等諸機能の分散の受け皿として、重点的に育成整備することにより、埼玉自立都市圏の形成を先導する。	<ul style="list-style-type: none"> ●浦和地区 <ul style="list-style-type: none"> ・浦和駅東口地下公共自動車駐車場 [さいたま市営浦和駅東口駐車場] ・武蔵浦和駅周辺再開発ビル☆ ・武蔵浦和駅周辺地下駐車場 [武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場] ●大宮・さいたま新都心及び周辺地区 <ul style="list-style-type: none"> ・さいたまスーパーアリーナ ・南側中核施設群☆ ・けやきひろば ・北与野駅北口地下駐車場 ・さいたま新都心16街区駐車場 ・さいたま新都心14街区シネマコンプレックス [コケン新都心内「MOVIX さいたま」] ・さいたま新都心14街区多目的広場 ・さいたま新都心14街区歩行者デッキ ・さいたま新都心4街区会議場 [JR さいたま新都心ビル] ・さいたま新都心4街区健康サポートセンター ・さいたま新都心5街区ショールーム [さいたまステイアウェーブプラザ] ・さいたま新都心5街区歩行者デッキ
土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想 (平成5年2月1日承認、同16年7月23日一部変更)	土浦市、つくば市、牛久市	国際性と筑波研究学園都市等における科学技術関連の高度な集積を特色とし、東京都区部からの諸機能の受け皿として、茨城南部自立都市圏の中心となる業務核都市を整備する。 豊かな自然環境を活かすとともに、業務機能等の配置との関連に配慮した住宅を整備することにより、ゆとりとうるおいのある職住近接型の居住環境づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ●土浦駅周辺地区 <ul style="list-style-type: none"> ・土浦ケーブルテレビ ●研究学園中央地区 <ul style="list-style-type: none"> ・つくば国際コンベンションホール ・つくば市民交流センター [つくばカピオ] ・つくば南駐車場 [南3駐車場] ・(仮称)20街区立体駐車場 [北1駐車場] ・(仮称)東立体駐車場 [南2駐車場] ・(仮称)北立体駐車場 [北2駐車場] ・(仮称)天久保立体駐車場 [北3駐車場] ・(仮称)南2立体駐車場 [南4駐車場] ●牛久北部地区 <ul style="list-style-type: none"> ・牛久フロンティア・ビジネスパーク ・牛久北部東立体駐車場
横浜業務核都市基本構想 (平成5年2月1日承認、平成14年6月7日変更同意、平成15年12月19日一部変更同意、平成18年12月26日一部変更同意)	横浜市	首都圏を代表する業務核都市として活力ある自立都市を目指し、横浜都心、新横浜都心、5つの副都心及び京浜臨海部を重点的に機能強化して、職住が近接した多心型の都市構造の形成を図る。 中枢管理機能の強化を図るとともに、企業活動を支援するサービス機能の集積、良質なオフィスの建設誘導等の都市	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜都心及び周辺地区 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国際平和会議場 [パシフィコ横浜] ・横浜ランドマークタワー ・クイーンズスクエア横浜 ・みなとみらい線 ・横浜駅西口地下駐車場 ・横浜情報文化センター ・ヨコハマポートサイドF1街区(ポートサイドグランドビル) ・横浜メディア・ビジネスセンター ・国立横浜国際会議場 ・赤レンガ倉庫 [赤レンガ倉庫]

		<p>の質的向上を図り、魅力ある業務拠点を整備する。また、コンベンション機能や研究開発機能、国際交流機能の導入を図ることにより業務機能を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北仲通南再開発ビル [第一工区横浜アイランドタワー] ・ヨコハマ・クリエイション・スクエア(YCS) ・横浜みなとみらいホール ・独立行政法人国際協力機構横浜国際センター [JICA横浜] ・横浜港大さん橋国際客船ターミナル ●新横浜都心地区 ・新羽車輛基地上部有効利用ビル(仮称) ・神奈川東部方面線☆ ・日産スタジアム ●港北ニュータウンセンター地区 ・ビジネスコア ・横浜貯金事務センター ●鶴見駅周辺地区 ・鶴見駅東口再開発ビル [シークレイン] ●戸塚駅周辺地区 ・横浜市立大学木原生物学研究所 ・戸塚駅西口再開発ビル [トツカーナ・個別ビル等] ●上大岡駅周辺地区 ・ゆめおおおか ・camio(カミオ) ●二俣川・鶴ヶ峰駅周辺地区 ・鶴ヶ峰駅南口再開発ビル [ココロツ鶴ヶ峰] ・神奈川東部方面線☆ ●京浜臨海部地区 ・テクノエイブ 100 ・ニューステージ 横浜 ・テクノロジー・ビレッジ・パートナーシップ (TVP) ・生麦ファクトリーパーク ・末広ファクトリーパーク ・リーディングベンチャーラサ (横浜新技術創造館) 1号館、2号館 ・独立行政法人理化学研究所 「横浜研究所」 ・横浜市立大学大学院(連携大学院) ・横浜市産学共同研究センター (実験棟・研究棟)
<p>八王子・立川・多摩業務核都市基本構想(平成7年8月1日承認(八王子・立川)、同14年11月7日変更同意(多摩を追加))</p>	<p>八王子市、立川市及び多摩市</p>	<p>八王子市では、学園都市としての特性を生かし、産学公交流を核とする研究開発機能の強化及び中心市街地の活性化による活力あるまちづくりを進める。立川市では、国の行政機関等の移転をはじめ、業務・商業機能の強化及び文化・情報・交流機能の導入を図る。多摩市では、ニュータウンにおける大学、企業及び人材等の集積を視野に入れ、質の高い都市基盤や受け皿を生かして教育・文化・情報等の機能の導入を図る。</p> <p>今後さらに、これら機能を相互に補完し連携を図り、三市を東京都市圏西部における要となる広域連携拠点として重点的に育成・整備を進め、多摩地域の自立に寄与する業務核都市として、東京圏全体の発展に大きく寄与していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●八王子中心市街地地区 ・八王子スクエアビル ・八王子駅南口再開発ビル[サッパンスカイタワー八王子] ・八王子スクエアビル内「学園都市センター」 ・八王子駅北口地下駐車場 ・「男女共同参画センター」「消費者センター」[消費者生活センター] ・(仮称)旭町・明神町業務商業ビル ・八王子駅南口駐車場 ●八王子インターチェンジ周辺地区 ・(仮称)流通業務センター ●八王子ニュータウン地区 ・(仮称)生活・デザイン研究センター ●南大沢センター地区 ・パオレ ・フレスコ南大沢 ●たちかわ新都心及び周辺地区 ・多摩都市モノレール ・文化・交流・情報センター[GREEN SPRINGS] ・フェアレ立川センタースクエア ・同ビル内「女性総合センター」「立川市中央図書館」「公共駐車場」 ●多摩センター及び周辺地区 ・[TELEHOUSE TOKYO Tama3] ・(仮称)高度情報幹線中継施設

			<ul style="list-style-type: none"> ・多摩都市モロレル ・共同利用駐車場 ・パルティン多摩 ・東京厚生年金健康づくりセンター 〔サンビニア多摩〕〔桜美林大学多摩アカデミービル〕 ・(仮称)中央図書館等機能施設
川崎業務核都市基本構想 (平成9年3月31日承認)	川崎市	<p>生産・研究開発機能の再編と一層の高度化及び業務・商業、生活・文化、国際交流機能等の都市機能の集積の促進、拠点整備と一体となった都市型住宅の整備や良好な住宅地の形成等により、ゆとりと潤いのある居住環境の創出を図る。</p> <p>横浜市、厚木市との連携を図りつつ、神奈川自主都市圏の中心となる業務核都市を目指すとともに、他の自主都市圏との連携・交流を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎都心地区 ・川崎駅前ターミナルパーク ・ソリッドスクエア ・川崎駅西口文化ホール 〔ミュージアム川崎シネマホール〕 ・2001プラザ(仮称) ・多目的市民利用施設 〔ラゾーナ川崎プラザ〕 ・川崎駅西口地区再開発ビル 〔ミュージアム川崎〕 ・鹿島田駅西地区再開発ビル 〔新川崎スクエア〕 ●麻生新都心地区 ・マイコンシティセンター〔かわさきマイコンシティ〕 ・アートセンター〔川崎市アートセンター〕 ●小杉第3都心地区 ・小杉駅南口地区再開発ビル 〔小杉コアタウン〕 ・武蔵小杉ターミナル ・日本電気玉川事業場再開発ビル 〔NEC玉川ビジネスセンター〕 ●溝口副都心地区 ・かながわサイエンスパーク ・HCビジネスフロンティア(仮称) ・溝口駅北口地区再開発ビル〔ノクティ〕 ●浮島・東扇島地区 ・土木学術史料館(仮称) ・かわさきファズ物流センター・インポートマート 〔かわさきファズ物流センター〕
厚木業務核都市基本構想 (平成9年3月31日承認)	厚木市	<p>東京・横浜方面と東海・多摩方面との交通結節点としての立地条件と研究開発及び高度技術生産機能等の産業や高次教育機能等の既存の集積を生かして、先導的な研究開発機能や情報関連業務機能等の導入を促進し、職住が近接し、自然環境と調和した業務核都市を育成・整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東名厚木インターチェンジ周辺地区 ・厚木サテライト・ビジネス・パーク ・(仮称)厚木メディア・ドライブ ●本厚木駅周辺地区 ・ルリエ本厚木 ・東町スポーツセンター ●森の里及び周辺地区 ・研究交流センター
熊谷・深谷業務核都市基本構想 (平成15年11月19日同意)	熊谷市、深谷市	<p>熊谷駅周辺、深谷駅周辺を中心に、商業・業務・生活支援機能の集積を進め、職住近接と多様なライフスタイルを図ることにより、埼玉県北部地区の中心となる業務核都市を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●熊谷駅周辺地区 ・テクノグリーンセンター ・熊谷駅東地区再開発ビル〔ティアラ21〕 ・熊谷駅東口駅前広場 ・熊谷駅正面口駅前広場 ・熊谷駅南口駅前広場 ・熊谷市営本町駐車場 ●深谷駅周辺地区 ・生活支援複合施設 ・(仮称)街かど広場
成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想(平成16年3月23日同意)	成田市、印西市、白井市(一部)、富里市(一部)、印旛村、本埜村(一部)	<p>成田・千葉ニュータウン地域については、都心と成田空港とを結ぶ、新たな鉄道アクセスルートとなる成田新高速鉄道や北千葉道路等の骨格的交通軸の整備促進を図りつつ、成田地域における国際交流機能や国際物流機能の展開、千葉ニュータウン地域における空港を生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成田空港周辺地区 ・成田新高速鉄道〔成田スカイアクセス〕 ・成田空港旅客ターミナルビル ・成田国際物流複合基地 ●成田都心地区 ・成田ケーブルテレビ ・成田新高速鉄道〔成田スカイアクセス〕 ・(仮称)JR成田駅東口駅前再開発ビル内公益施設

		<p>かした業務管理機能、先端的な研究開発機能や居住環境機能の一層の集積を進める。両地域が連携することで、首都圏における広域連携拠点としての役割を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●千葉ニュータウン地区 【千葉ニュータウン中央駅圏】 ・千葉ニュータウンケーブルテレビ(らーばんねっと) ・タウンセンター複合施設 [イオンモール千葉ニュータウン] ・北総花の丘公園 ・北総・公団線 [北総線] 【印西牧の原駅前圏】 ・(仮称)7駅複合施設[BIG HOPガーデンモール印西] ・北総・公団線 [北総線] 【印旛日本医大駅圏】 ・医科器械資料館 [印旛医科器械歴史資料館] ・成田新高速鉄道 [成田スカイアクセス] ・ふれあいセンターいんば ・北総・公団線 [北総線]
<p>町田・相模原業務核都市基本構想(平成16年3月30日同意)</p>	<p>町田市、相模原市</p>	<p>東京都心部及び周辺業務核都市との交通利便性も高く、研究開発、製造業及び商業機能の集積に加え、多様な人材も集積し、豊かな自然環境を有している。こうした両市の立地・特性を生かして、既存機能のより一層の集積を促進し、市民の活力を生かすための機能充実を図り、職住が近接し自然環境と調和した新しい都市・生活価値を創造する「多価値創造型業務核都市」を追求目標として、快適で豊かな生活を実現するとともに、周辺都市を含めたネットワークの拠点としての役割を強化していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町田駅周辺地区 ・ぼっぼ町田 ・(仮称)文化芸術ホール ・中央図書館 ・町田市民フォーラム ・まちだ中央公民館[生涯学習センター] ●相模大野駅周辺地区 ・相模大野駅西側地区再開発ビル[bono 相模大野] ・幹線快速バスシステム ・グリーンホール相模大野 ●橋本駅周辺地区 ・さがみはら産業創造センター ・橋本六丁目東町地区共同ビル [リビオ橋本グループ・ロード・ビーズ] ・橋本六丁目D地区共同ビル [サハシタワー] ・橋本駅北口地区再開発ビル [イオン橋本店等] ・シイ橋本 ・橋本公園 ・小山公園スポーツ広場 ●相原・小山地区 ・まちだテックパーク
<p>春日部・越谷業務核都市基本構想(平成18年3月16日同意)</p>	<p>春日部市(一部)、越谷市</p>	<p>埼玉県東部地域の「生活創造拠点都市」として、業務・産業活動の中心となる都市づくりを目指し、だれもが健やかに安心して暮らせる「健康福祉拠点都市」として来るべき高齢社会におけるモデルとなる健康福祉重視の都市づくりを目指すとともに、みず・みどりが育む「親水文化都市」として身近な自然環境を地域固有のアメニティ基盤とする、人と環境にやさしい都市づくりを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●春日部中心地区 ・東部地域振興ふれあい拠点施設 ・春日部駅西口南地区複合施設内駐車場 [ラガーデン春日部] ・春日部駅西口南地区複合施設内シネマコンプレックス [ラガーデン春日部] ・春日部駅西口南地区複合施設内スポーツ広場 [ラガーデン春日部] ・粕壁三丁目A街区市街地再開発ビル [BELISTA 町-春日部わいわい春日部パーク] ●越谷中心地区 ・越谷駅東口第一種市街地再開発ビル[越谷ツインシティ] ・越谷駅西口駅前広場 ・南越谷駅南口駅前広場 ●越谷レイクタウン周辺地区 ・JR武蔵野線南越谷・吉川間新駅・同駅自由通路 [越谷レイクタウン駅] ・越谷レイクタウン水辺拠点施設[越谷レイクタウン水辺のまちづくり館] ・越谷レイクタウン459・301・302街区複合施設内駐車場 [イオンレイクタウン] ・越谷レイクタウン459・301・302街区複合施設内シネマコンプレックス [イオンレイクタウン] ・JR武蔵野線南越谷・吉川間新駅駅前広場 [越谷レイクタウン駅北口駅前交通広場、越谷レイクタウン駅南口駅前交通広場]

			<ul style="list-style-type: none"> ・見田方遺跡公園(多目的広場) ●<u>県立大学周辺地区</u> ・<u>埼玉県立大学内教育研修センター</u>[<u>埼玉県立大学、地域産学連携センター</u>] ・<u>世代間交流センター</u>等複合施設 ・多目的広場
川越業務核都市基本構想 (平成20年3月19日同意)	川越市、鶴ヶ島市(一部)及び日高市(一部)	<p>拠点性を有する川越駅周辺と圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺の有機的な連携のもと、埼玉県西部地域の「にぎわい活力中心都市」として、活力と求心力のある都市づくりを進める。また、「文化生活拠点都市」として、多様な人材が生まれ、定住する都市づくりを進める。同時に、「新産業創造都市」として、新たな産業を展開する都市づくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>川越都心地区</u> ・<u>西部地域振興ふれあい拠点施設</u> [<u>埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設、ウニクス川越</u>] ・<u>鏡山酒造跡地活用施設</u>[<u>川越市産業観光館</u>] ・<u>郊外型駐車場</u> ●<u>圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区</u> ・<u>㈱ホンダ・ロジスティクス・鶴ヶ島海外センター</u> [<u>新流通運輸(株)</u>] ・<u>加藤産業(株)・鶴ヶ島センター</u> ・<u>横浜冷凍(株)・鶴ヶ島物流センター</u> ・<u>新包パック(株)・本社・工場</u> [新包フードパック(株)・本社・工場] ・<u>㈱パール物流</u> ・<u>サミ(株)・鶴ヶ島流通センター</u> ・<u>伊丹産業(株)・埼玉精米工場</u> ・<u>㈱光波・物流センター</u> ・<u>東洋商事(株)・鶴ヶ島営業所</u> ・<u>㈱ムロオ・埼玉支店</u> ・<u>井上金属(株)・鶴ヶ島支店</u> ・<u>㈱井上・埼玉支店</u> ・<u>㈱どん・鶴ヶ島コミッシー</u> ・<u>日本ロジテム(株)・鶴ヶ島営業所</u> ・<u>藤川運輸(株)・関東支店</u> ・<u>関東食品(株)・埼玉支店</u> ・<u>共立ライナーサービス(株)・埼玉営業所</u> ・<u>山口県貨物倉庫(株)・関東支店</u> ・<u>大成興産(株)・埼玉工場</u> ・<u>㈱鶴ヶ島運輸</u> ・<u>トータルパック(株)・クロスックセンター</u> ・<u>埼玉県農業大学校(平成27年4月に熊谷市へ移転)</u> ・<u>埼玉県農林総合センター園芸研究所鶴ヶ島試験地</u>
青梅業務核都市基本構想 (平成21年4月15日同意)	青梅市	<p>自然環境や伝統文化と調和した持続可能な開発により、付加価値の高い地域独自の産業づくり・就業の場づくりを進めるとともに、水と緑の豊かな自然や、歴史的な観光資源を生かして、文化、観光、福祉・健康等の機能の拡充を図り、業務核都市としての中核性・自立性を高めることを目指す。業務・商業機能や産業機能の集積に加え、観光産業の振興を重視し、観光資源を有効に活用して、交流人口や定住人口の増大を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>青梅中心市街地地区</u> ・<u>[BOX KIOKU]</u> ・<u>河辺温泉「梅の湯」</u> ・<u>ネットたまごセンター</u> ・(仮称)市民ホール ・<u>中央図書館</u> ・<u>総合体育館</u> ●<u>青梅インターチェンジ周辺地区</u> ・<u>㈱青梅インターフロー</u> ・<u>カシオマイクロエクス(株)</u> ・<u>アール(株)東京事業所</u> ・<u>㈱日立製作所マイクロデバイス事業部</u> ・<u>住友金属鉱山(株)機能性材料事業部青梅事業所</u> ・<u>㈱タエス技術センター</u> ・<u>㈱東芝青梅事業所</u> ・<u>貯木場</u> ●<u>梅郷・沢井地区</u> ・<u>吉川英治記念館</u> ・<u>青梅きもの博物館</u> ・<u>澤乃井櫛かんざし美術館</u> ・<u>玉堂美術館</u> ・<u>たましん御岳美術館</u>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>[青梅柚木苑地駐車場]</u> ・ <u>[青梅市御岳交流センター]</u> ・ <u>梅の公園</u> ● 青梅・長淵・河辺地区 ・ <u>文化・芸術活動促進拠点(明星大学)</u> ・ <u>多摩川親水施設</u> ・ <u>市立美術館・小島善太郎美術館</u> ・ <u>郷土博物館</u>
--	--	--	--

- ・ 下線は、令和2年4月1日時点において完成(一部完成を含む)しているものを示す。
- ・ ☆は着工済のものを示す。
- ・ []内は現在の施設名を示す。
- ・ 対象地域は同意当時の市町村区域である(同意後の市町村合併を反映していない)。